

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっております。

《特掲診療料の施設基準》

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	288点	コンタクトレンズ検査料1 200点
再診料	73点	
明細書発行体制等加算	1点	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

【外来・在宅ベースアップ評価料 I】 初診時 6点 / 再診時 2点

【外来後発医薬品使用体制加算 2】 7点

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします